

平成24年号外第5号 平成24年3月30日

 北九州市公報	発行所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所
--	---------------------------------

目 次

規 則 ページ

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
【消防局警防部警防課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額の限度額については10万4,290円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については5万6,600円に引き下げるにしました。
- 2 隨時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額の限度額については5万2,150円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については2万8,300円に引き下げるにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第51号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する
規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（1）の項中「10万4,530円」を「10万4,290円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「5万6,720円」を「5万6,600円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「5万2,270円」を「5万2,150円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「2万8,360円」を「2万8,300円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。